

※文章内容に誤りがあったため、掲載の表示を取りやめました。
正しいものについては、来月号で再度掲載いたします。
ご迷惑をおかけしますが、ご理解をお願いいたします。

奨学資金の返済免除制度の創設について

町では、高校生から大学生までを対象として、経済的な事情により就学が困難な方を支援するための「奨学資金貸付制度」があります。
今年度より一定の要件に該当した場合には、返済を免除する制度を創設しました。これにより、返済に係る負担を軽減し、生活の安定を図ります。



返済の免除要件

- 多古町に住所がある方
- 就業している方
- 町税に未納が無い方

免除となる期間

奨学資金の返済期間(借り受けた期間の2倍の期間)において、上記の免除要件に該当している期間となります。
※免除期間中に町外への転出などにより免除要件を欠くこととなった場合には、その後の返済が発生します。

奨学資金制度について

広報たご2月号をご覧ください。

奨学資金の基金への寄付について

奨学資金の返済免除制度の創設により、基金が減少することとなります。将来にわたり免除制度を維持していくため、奨学資金の基金への寄付をお願いします。
寄付をいただいた場合には、税法上の優遇措置が受けられるとともに、貸付を審査する奨学事業運営審査会に出席していただくことがあります。

お問合せ●総務課庶務係 ☎ 76-2611

ご存じですか？国民年金保険料の免除・猶予制度

平成29年度の国民年金保険料は、月額16,490円ですが、所得が少ないなど保険料を納めるのが困難な場合には、保険料の納付が「免除」または「猶予」される制度があり、今年度の申請は7月から始まります。



免除の種類

- 法定免除 (障害年金受給者や生活保護を受けている方)
- 全額免除、一部免除 (3/4免除、半額免除、1/4免除)

猶予の種類

- 納付猶予 (50歳未満に限る) ● 学生納付特例
- ※免除・猶予ともに、申請者本人やご家族の所得による審査があり、一定の基準額に応じて免除額が変わります。

※それぞれの詳細についてはお問い合わせください。

免除期間はさかのぼれます



免除・猶予された保険料の追納

免除等の承認を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。免除等の期間によっては、あとから保険料を納めることができますが、保険料が**割り増し**される場合もありますのでご注意ください。

手続き・お問合せ●住民課国保年金係 ☎ 76-5405 または佐原年金事務所国民年金課 ☎ 0478-54-1442

後期高齢者医療保険料の納付について

後期高齢者医療保険料は毎年7月に計算され、中旬には「決定通知書」が送付されます。

保険料は、原則として年金から天引きされますが、年の途中で所得に変更があった方や、年金の受給が中止された方、支給される年金より保険料のほうが多い方などは「現金納付」となりますので、忘れずに納付ください。

※平成28年6月20日頃～平成29年6月20日頃までの間に、75歳になった方は原則として9月までは現金納付となります。それ以降に75歳になる方は、1年間現金納付となり、納付書は8月以降送付されます。



平成28・29年度保険料率および軽減措置

■保険料率

保険料率は、都道府県ごとに決定し、2年ごとに見直すように法律で定められています。千葉県は平成28・29年度の保険料率は次により計算されます。

所得割額	本人の所得×7.93% (本人の所得に応じて計算)
------	------------------------------

+

均等割額	40,400円 (全員にかかる一定の額)
------	-------------------------

※賦課限度額57万円(保険料の上限)

■軽減措置

所得の低い方などの保険料額を軽減する制度があります。

★所得に応じた軽減★

- 後期高齢者医療被保険者のいる世帯の所得合計額に応じて、**均等割額**が軽減されます。
- 本人の所得額が一定額以下の方は、**所得割額**が軽減されます。

★社会保険等の扶養であった方への軽減★

- 後期高齢者医療制度に加入するまで、家族等の社会保険や共済保険等の扶養に入っていた方については、**所得割額はかからず、均等割額も7割軽減**されます。

(※軽減される金額については段階があります。詳しくはお問い合わせください)

お問合せ●住民課国保年金係 ☎ 76-5405